

令和9年県の施策に関する県民意識調査業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、令和9年県の施策に関する県民意識調査業務（以下「委託業務」という。）を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の定めた別記仕様書により、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として委託料_____円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額_____円）を支払う。

2 委託期間は、令和8年__月__日から令和9年3月30日までとする。

3 契約保証金は、_____円とする。

（指示）

第2条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

（業務担当者の通知）

第4条 甲は、委託業務を総括して担当する者を定め、速やかに乙に通知するものとする。

2 乙は、委託業務を総括して担当する者を定め、速やかに甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼その他相手方との連絡、確認等については、前2項に定める業務担当者を通じて行うものとし、直接各々の従業員に行ってはならない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

（委託業務内容の変更等）

第6条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(完了確認及び検査)

第7条 乙は、委託業務が完了した場合は、業務完了報告書（様式第1号）に成果報告帳票等を添えて甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、業務完了報告書等を審査し、委託業務の実施状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

(適合措置)

第8条 甲は、前条第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合は、その結果を甲に報告するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求等)

第9条 乙は、第7条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(損害の帰属)

第10条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金)

第11条 甲は、乙が委託期間内に業務を完了できない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(遅延利息)

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 2 条若しくは第 8 条第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(契約解除の場合の損害賠償)

第 16 条 前 2 条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(委託期間の延長)

第 17 条 乙は、天災地変その他自然的又は人為的な事象であって、甲乙いずれもその責に帰することができない不可抗力的事由により、委託期間内に委託業務を完了できないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付した書面により委託期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の場合、その事由がやむを得ないと認められるときは委託期間を延長することができる。この場合、その延長日数は、甲、乙協議して定めるものとする。

(委託料の返還)

第 18 条 乙は、第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(違約金)

第 19 条 乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した違約金を甲に納付するものとする。

(契約解除に伴う特例)

第 20 条 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合において、委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認の上、相当と認める金額を支払い、成果報告帳票等の引渡しを受けることができる。

(著作権及び所有権の帰属等)

第 21 条 委託業務の実施のため甲が乙に提供した入力資料、システム設計書及びプログラム並びに委託業務の実施により提出された成果報告帳票等並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータ（以下「データ等」という。）に関する一切の権利は、甲に帰属する。

2 委託業務の実施により乙から甲に提出されたもの（以下「成果品」という。）のうち、新規に作成したデータベース（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）等の著作物（著作物の複製物を含む。以下同じ。）に係る著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）及び所有権は、甲から乙に対し委託料の支払が完了したときをもって乙から甲に移転する。

3 業務完了の日から委託料が完納されるまでの間の甲の成果品の使用については、乙はこれを承諾するものとする。

(データ等の管理)

第 22 条 乙は、データ等の外部への漏えい、滅失、き損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講じるとともに、善良なる管理者の注意をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

2 甲は、乙に対して、前項に係る乙の講じた措置について報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

(目的外使用等の禁止)

第 23 条 乙は、委託業務に係るデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 24 条 乙は、第 2 条第 1 項の規定による甲の指示によるものを除き、委託業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

(データ等の運搬)

第 25 条 委託業務に係る情報等の運搬は、すべて乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(データ等の廃棄)

第 26 条 乙は、委託業務完了後において、データ等の廃棄を行う場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとし、廃棄に当たっては、抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分しなければならない。

(秘密の保持)

第 27 条 乙の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 28 条 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(不当介入に対する措置)

第 29 条 乙は、この契約の履行に当たって、乙又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(書類の保存)

第 30 条 乙は、この契約に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(補則)

第 31 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を
保有するものとする。

令和8年__月__日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達増 拓也 印

乙 _____

_____ 印

(様式第1号)

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所
受託者 名 称
代表者氏名

印

業 務 完 了 報 告 書

令和9年度の施策に関する県民意識調査業務について、契約に従い、業務を完了したので報告します。

記

1 委託期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 実施成果

別添のとおり

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所
受託者 名 称
代表者氏名 印

委 託 料 請 求 書

令和 9 年県の施策に関する県民意識調査業務の委託料を次のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 委託料の額 円
- 3 委託料振込先金融機関名及び口座番号

銀行 店

預金 口座番号：